

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 14 条第 10 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 4 月 26 日

徳島市長 内 藤 佐和子

1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 徳島市新浜町一丁目 489 番 290  
(住居表示：徳島市新浜町一丁目 4 番 24-2 号)
- (2) 家屋番号 489 番 290
- (3) 種類 居宅
- (4) 構造 木・鉄骨造スレート葺 2 階建
- (5) 床面積 45.57 平方メートル

2 所有者等に命ずる必要な措置の内容

3 の措置の期限までに、当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを搬出し適正に処理するとともに、当該建築物を除却すること。

3 措置の期限

令和 3 年 5 月 24 日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

4 動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、3 の措置の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5 の問い合わせ先に通知すること。

5 問い合わせ先

徳島市都市建設部住宅課

電話：088-621-5285

FAX：088-621-5273